

○選挙制度に関する特別委員会
 ・本院議員提出法律案（一件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
5	政治資金規正法の一部を改正する法律案	星川保松君 外三名 (四、一二、三)	四、 一二、七		委員会付託 四、 一二、七	委員会議決 未	本会議議決 了	委員会付託 四、 一二、七 (予)	委員会議決	本会議議決	

・衆議院議員提出法律案（六件）

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考
8	政治資金規正法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正に関する調査特別委員長 (一二、一)	一二、 二	一二、 三	委員会付託 一二、 二 (予)	委員会議決 可決	本会議議決 可決				
7	公職選挙法の一部を改正する法律案	公職選挙法改正に関する調査特別委員長 (一二、一)	一二、 二	一二、 三	委員会付託 一二、 二 (予)	委員会議決 可決	本会議議決 可決				
4	公職選挙法の一部を改正する法律案	綿貫民輔君 外九名 (四、一二、二七)	四、 一二、三〇	四、 一二、三	委員会付託 四、 一二、七	委員会議決 可決	本会議議決 可決	委員会付託 四、 一二、三〇 改正特委 公職選挙法	委員会議決 可決	本会議議決 可決	

番号	件名	提出者 (月日)	予備送付 月日	本院へ 提出	参議院			衆議院			備考	
9	公職選挙法の一部を改正する法律案	佐藤観樹君 外六名 (二二、三三)	二二、八		二二、八 (予)			二二、八 公職選挙 法改正特 委	二二、八 公職選挙 法改正特 委	継続審査		
10	政治資金規正法の一部を改正する法律案	佐藤観樹君 外六名 (二二、三三)	二二、八		二二、八 (予)			二二、八 公職選挙 法改正特 委	二二、八 公職選挙 法改正特 委	継続審査		
11	政党交付金の交付に関する法律案	佐藤観樹君 外六名 (二二、三三)	二二、八		二二、八 (予)			二二、八 公職選挙 法改正特 委	二二、八 公職選挙 法改正特 委	継続審査		

選挙

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、衆議院議員の総定数の削減
当分の間、衆議院議員の定数は、五百十一人（現行五百十二人）とする。

二、衆議院議員の各選挙区における定数は正等

(一) 当分の間、衆議院議員の各選挙区において選挙すべき議員の数は、次のとおりとする。

1 定数を増員する選挙区

- 埼玉県 第一区 四人（現行三人）
 - 埼玉県 第二区 五人（現行四人）
 - 埼玉県 第五区 四人（現行三人）
 - 千葉県 第四区 五人（現行四人）
 - 神奈川県第三区 五人（現行四人）
 - 神奈川県第四区 五人（現行四人）
 - 大阪府 第五区 五人（現行四人）
 - 広島県 第一区 四人（現行三人）
 - 福岡県 第一区 六人（現行五人）
- 2 定数を減員する選挙区

岩手県 第二区 三人（現行四人）
宮城県 第二区 三人（現行四人）
東京都 第八区 二人（現行三人）
長野県 第三区 三人（現行四人）
三重県 第二区 三人（現行四人）
和歌山県 第二区 二人（現行三人）
熊本県 第二区 四人（現行五人）
大分県 第二区 二人（現行三人）
宮崎県 第二区 二人（現行三人）

(二) 当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡（現行奄美群島区）は、鹿児島県第一区に属するものとする。

三、施行期日

この法律は、次の総選挙から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）は、公職にある間に収賄罪を犯し刑に処せられた者に係る公民権の停止、選挙運動期間の短縮、供託金の額の引上げ、選挙公営の拡大、政治活動のために使用される文書図画の掲示に関する規制、

当選人等に係る刑事裁判の迅速化等を主な内容とするものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第八号）は、政治資金パーティーについての規制、政治資金の運用の規制、政治団体が有する資産等の公開、政治活動に関する寄附等への公務員の関与の制限、寄附の量的制限違反に対する罰則の強化、違法な寄附の没収等を主な内容とするものであります。

次に、公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第四号）は、衆議院議員の選挙について、当分の間総定数を五百十一人とすると、九選挙区においてその定数を各一名増員し、十選挙区において各一名減員すること、及び、その定数が零となる奄美群島選挙区については、当分の間、鹿児島県第一区に属するものとすることを内容とするものであります。

委員会におきましては、以上三法律案を一括して議題とし、衆第七号及び同第八号の二法律案について衆議院公職選挙法改正に関する調査特別委員長松永光君より、衆第四号の法律案について発議者衆議院議員綿貫民輔君より、それぞれ趣旨説明を聴取した後、提出者、発議者及び宮澤内閣総理大臣等に対して、政治改革への総理の取組み姿勢、選挙権の平等と議員定数の格差是正のあり方、都道府県間の人口と議員定数の逆転現象拡大、規正法違反の罰則の強化、選挙運動期間の短縮等について質疑が行われました。

た。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉川委員より三法律案に反対の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果三法律案は、それぞれ多数をもって、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

公職選挙法の一部を改正する法律案（衆第七号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、公職にある間に犯した収賄罪により刑に処せられその刑の執行猶予中の者は、選挙権及び被選挙権を有しないものとする。

二、選挙運動期間を短縮するため、選挙期日の公示又は告示の日を次のとおり改める。

- (一) 衆議院議員の選挙 選挙期日の少なくとも十四日（現行十五日）前に
- (二) 参議院議員の選挙 選挙期日の少なくとも十七日（現行十八日）前に
- (三) 都道府県知事の選挙 選挙期日の少なくとも十七日（現行二十日）前に

(四) 指定都市の長の選挙 選挙期日の少なくとも十四日（現行十五日）前に

三、供託金の額を次のとおり引き上げる。

(一) 衆議院議員の選挙 三百万円（現行二百万円）

(二) 参議院（比例代表選出）議員の選挙 名簿登載者一人につき六百万円（現行四百万円）

(三) 参議院（選挙区選出）議員の選挙 三百万円（現行二百万円）

(四) 都道府県の議会の議員の選挙 六十万円（現行四十万円）

(五) 都道府県知事の選挙 三百万円（現行二百万円）

(六) 指定都市の議会の議員の選挙 五十万円（現行三十万円）

(七) 指定都市の長の選挙 二百四十万円（現行百二十万円）

(八) 指定都市以外の市の議会の議員の選挙 三十万円（現行二十万円）

(九) 指定都市以外の市の長の選挙 百万円（現行五十万円）

(十) 町村長の選挙 五十万円（現行二十四万円）

四、選挙公営を次のとおり拡大する。

(一) 国政選挙については、衆議院議員選挙及び参議院（選挙区選出）議員の選挙における公職の候補者は、その者に係る供

託物が国庫に帰属することとならない場合に限り、一定の額の範囲内で、選挙運動用通常葉書、選挙事務所表示用立札・看板等を無料で作成できるものとする。

(二) 地方選挙については、都道府県の議会の議員並びに市町村の議会の議員及び長の選挙における選挙運動用通常葉書は無料とし、また、都道府県及び市の議会の議員及び長の選挙において、当該都道府県又は市は、当該公職の候補者の選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスター（都道府県の知事の選挙にあつては個人演説会告知用ポスターを含む。）の作成につき、その者に係る供託物が当該都道府県又は市に帰属することとならない場合に限り、国政選挙の場合に準じて、条例で定めるところにより、これを無料とすることができるものとする。

五、公職の候補者等の政治活動のために使用される当該公職の候補者等の氏名又は氏名が類推されるような事項を表示するポスター及び後援団体の政治活動のために使用される当該後援団体の名称を表示するポスターは、その表面に掲示責任者及び印刷者の氏名及び住所を記載しなければならないものとする。

六、報酬支給の対象となる選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員の数の上限を五十人（現行三十人）とする。

七、いわゆる百日裁判の対象となる刑事訴訟については、裁判長

は、第一回の公判期日前に、審理に必要と見込まれる公判期日を一括して定めるものとする。

八、この法律は、公布の日から施行する。ただし、五、に関する事項については、平成五年三月一日から施行する。

委員長報告

五六ページ参照

政治資金規正法の一部を改正する法律案（衆第八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、政治資金パーティーの開催は政治団体によることを原則とし、その収支の明確化を図るとともに、政治団体以外の者が一定規模以上の政治資金パーティー（収入千万円以上）を開催する場合には、その者を政治団体とみなして、事前の届出、その収支の報告等を義務づけるものとする。また、一の政治資金パーティーにつき、合計額が百万円を超える政治資金パーティーの対価の支払をした者の氏名を公開するとともに、同一の者から、百五十万円を超えて、政治資金パーティーの対価の支払いを受けてはならないものとする。

二、政治資金の運用は、預貯金、国債の取得等の確実な方法に限

定するものとする。

三、政治団体の会計責任者は、政治団体が有する土地及び建物、取得価額が一定金額以上の動産その他有価証券等の資産等を公開しなければならぬものとする。

四、匿名寄附の禁止の規定は、街頭、演説会等において政党又は政治資金団体に対してする寄附でその金額が千円以下のものについては、適用しないものとする。

五、国及び地方公共団体の一般職に属する公務員等は、その地位を利用して、政治活動に関する寄附又は政治資金パーティーの対価の支払に関与してはならないものとする。

六、寄附の量的制限違反に対する罰則について、その法定刑に禁錮刑を加え、一年以下の禁錮又は二十万円以下の罰金とするものとする。

七、寄附に関する制限等の規定に違反して受けた寄附に係る財産上の利益は、これを没収し、又はその価額を追徴するものとする。

八、この法律は、平成五年一月一日から施行するものとする。ただし、政治資金パーティーに関する改正規定は、同年四月一日から施行するものとする。

委員長報告

五六ページ参照